

管理コード	審議事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分 類」の 見直し	「措置 の 内 容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
040060	行政財産の目的外使用許可に係る料金設定の要件緩和	地方自治法第225条、第228条	地方公共団体の行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく許可処分により使用させる場合、当該行政財産の使用につき使用料を徴収することができ(同法第225条)、また、当該使用料に関する事項は条例で定めなければならない(同法第228条)。	公共施設等に自動販売機等の設置をする場合における行政財産の目的外使用に係る使用料について、売上に応じた徴収金額の設定を可能とする。	行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収については、地方自治法第228条により「条例により定めなければならない」とされている。公共施設等に自動販売機等の設置をする場合、その徴収金額は、当該使用に係る物的施設の種類管理費の全部又は一部を特定人が特定の利益を受けるという点に着目して、当該特定人に負担させることをその根拠とするもので、買収の差など応得的な見地から差等を設けることはできないと解されている。 当市の悪い財政状況の中、市有財産の有効活用及び新たな歳入を確保し、将来、施設の修繕に充てるための基金への積立ができるよう、地方自治法について、売上に応じた徴収金額の設定を可能とする特例措置の創設を求める。	E	-	地方自治法(以下「法」という。)第225条の使用料は、法第234条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用又は公の施設の利用に対し、その反対給付として徴収されるという性質を有するものである。 行政財産の目的外使用に係る使用料の設定方法については、法第228条により使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされていることのほか、法及び地方自治法施行令では定めていない。		E	-			1 0 4 2 0 1 0	広島県三次市	広島県	総務省	